

# 憲法週間を迎えて

～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲法記念日（5月3日）を中心として5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民のみなさんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。

週間行事にご興味のある方は、裁判所ウェブサイトをご覧くださいか、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせください。週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。みなさんのご参加を心よりお待ちしております。

間もなく、「裁判員制度」がはじまってから、4年が経過します。裁判所では、国民のみなさんにとって裁判が利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

## 裁判員制度説明会及び裁判員法廷見学会のお知らせ

旭川地方・家庭裁判所において、裁判員制度説明会及び裁判員裁判法廷見学会を行います。ふるってご参加ください。

○日時 5月8日（水）13時30分から14時45分まで

○場所 旭川地方裁判所 第1号法廷

○定員 48名（事前申込制・先着順）

○説明者 裁判官等

※詳細は、旭川地方・家庭裁判所ウェブサイト（<http://courts.go.jp/asahikawa/>）をご覧ください。

## 平成25年度における国民年金保険料 及び老齢基礎年金支給額について

○国民年金保険料について（平成25年4月分から平成26年3月分）

月額 15,040円（参考：平成24年度 14,980円）

なお、前納制度をご利用することによってお得な保険料となります。

詳しくは、広報お知らせ版2月15日号または、日本年金機構ホームページをご覧ください。旭川年金事務所国民年金課、役場総務課戸籍年金係にお問い合わせください。

○老齢基礎年金支給額について

①平成25年4月分から9月分まで【改定なし】

年金額 786,500円 月額 65,541円

②平成25年10月分から平成26年3月分まで【改定あり】

上記の年金額より1%の減額となります。

※支給額が減額となるのは、12月13日支給分からとなります。

平成25年10月15日に支給される年金は平成25年8月分・9月分であるため、減額はありません。

【重要なお知らせ】

老齢年金（国民年金）の支給額については、物価スライド制が導入されておりますが、平成12年度から14年度に特例法によって物価下落時に年金額を据え置いたことにより、本来の年金額より2.5%高い水準で支払われております。

この特例水準について、現役世代の年金額の確保につなげるため、平成25年10月分から1%、平成26年4月分から1%、平成27年4月分から0.5%が引き下げられます。

なお、年金額の改定の仕組みは厚生労働省年金局のホームページをご覧ください。

※納付月数が480月（3号被保険者期間も含む）に満たない場合は、納付状況によって減額されます。詳しくは後日、日本年金機構から送付される「額の変更通知」をご覧ください。

老齢基礎年金の支給対象となる月の変更はありませんので、新しい年金証書が送付されることはありませんのでご注意ください。

○問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎52-2144